

静岡市住民基本台帳カードの利用に関する条例の廃止について

静岡市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

平成27年11月24日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例

静岡市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成18年静岡市条例第106号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号)第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた住民基本台帳カードについては、同条第2項に規定する期限までの間は、廃止前の静岡市住民基本台帳カードの利用に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定は、同日以後も、なおその効力を有する。
- 3 前項の場合における旧条例の規定の適用については、旧条例第2条中「法」とあるのは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号。以下「整備法」という。)第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた整備法第19条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)」と、旧条例第3条第1項中「住民基本台帳カード」とあるのは「整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた住民基本台帳カード(以下「住民基本台帳カード」という。)」と、旧条例第4条第1号中「法」とあるのは「旧法」と、同条第2号中「住民基本台帳法施行令」とあるのは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令(平成27年政令第301号)附則第2条第1項の規定により読み替えて適用す

る同政令第1条の規定による改正前の住民基本台帳法施行令」とする。